

# 消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404  
FAX 984-4310

## 10月1日から火を使用する全ての飲食店に 消火器設置が義務付けられます

### ◎火を使用する飲食店に消火器設置を

現在、延べ面積が150㎡以上の飲食店に消火器具の設置が義務付けられています。しかし、10月1日からは、火を使用する設備または器具を設けた全ての飲食店は、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられます。

火災はいつ発生するか分かりません。もしものときのために、必ず消火器を設置しましょう。

### ◎どうして義務付けられるの

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市での大規模火災を受け、消防法施行令が改正され、自動消火装置などの防火上有効な装置を設けている場合を除き、設置が義務付けられます。



糸魚川市での消火活動の様子 ※糸魚川市提供写真



出火場所から200m離れた場所にも火の手が回る  
※糸魚川市提供写真

糸魚川市の大規模火災の出火原因は、飲食店の火の消し忘れによるものです。死者こそ出ませんでした。南からの強風にあおられた大火は中心市街地の約4ヘクタールを延焼。147棟の建物が焼損し、鎮火までに約30時間かかった大規模な火災となりました。

### ◎火災予防運動に合わせ事前調査を実施

松前消防署は、30年11月9日から15日までの全国秋季火災予防運動の一環として、町内の飲食店を回り、情報収集や消火器具の設置状況などの確認を行いました。



### Information



## 平成31年 松前町消防出初式

日時 1月13日⑨

オープニングセレモニー 10時～ 開式 10時40分～

場所 松前公園多目的広場（雨天時は松前公園体育館）

岡田中学校吹奏楽部の演奏、松前町消防団岡田方面隊による腕用ポンプ操法も予定しています。ぜひご来場ください。